



江戸川区監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査結果報告書を、同法同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年2月24日

江戸川区監査委員	大	澤	成	美
同	鵜	澤	悦	子
同	島	村	和	成
同	窪	田	龍	一

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和5年2月

江戸川区監査委員

目 次

		頁
第1	監査の概要	1
1	監査の目的	1
2	監査の対象	1
3	監査の実施日程	1
4	監査の観点	2
5	監査の方法	3
第2	監査の結果	3
第3	総括意見	4
第4	各団体の事業概要等	6

1 補助金等交付団体 9 団体

運営事業名等	団体名	頁
公益財団法人えどがわボランティアセンター運営に係る補助金	公益財団法人 えどがわボランティアセンター	6
公益社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団運営	公益社団法人 シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団	8
社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会に対する補助金	社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会	10
南小岩六丁目地区第一種市街地再開発事業に係る補助金等	南小岩六丁目地区市街地再開発組合	14
特別養護老人ホーム建設に係る補助金	社会福祉法人 春和会	16
江戸川区商店街連合会及び江戸川区商店街振興組合連合会による区内一斉商品券まつり事業に係る補助金	江戸川区商店街連合会 江戸川区商店街振興組合連合会	17
江戸川区口腔保健センター運営に係る補助金	公益社団法人 東京都江戸川区歯科医師会	19
公益財団法人えどがわ環境財団運営	公益財団法人 えどがわ環境財団	20
認定特定非営利活動法人 えどがわエコセンター運営	認定特定非営利活動法人 えどがわエコセンター	23

2 出資団体 1 団体

運営事業名等	団体名	頁
公益財団法人えどがわ環境財団運営	公益財団法人 えどがわ環境財団	20

3 指定管理者 9 団体 15 施設

施設の種類	施設名	指定管理者名	頁
宿泊施設	塩沢江戸川荘	株式会社 フジランド	25
文化施設	総合文化センター	サントリーパブリシティ サービスグループ	27
	総合区民ホール	株式会社 アターブル松屋	
	江戸川区民センター		
	新川さくら館	新川さくら館 アイム・リンレイ共同事業体	
図書館	中央図書館 鹿骨コミュニティ図書館	株式会社 図書館流通センター	33
	小岩・松江・小松川 ・東部図書館	株式会社 ヴィアックス	
スポーツ施設	陸上競技場	株式会社 オーエンス	36
	スポーツランド	株式会社 加藤商会	
障害者福祉施設	えがおの家	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	39
	さくらの家		

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、区が補助金・交付金等を交付している団体、資本金の4分の1以上を出資している団体及び公の施設の指定管理者等に対し、財政援助等にかかわる事業の出納その他の事務について適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうかを主眼に、地方自治法第199条第7項の規定に基づいて実施する監査である。

また、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する主管課の指導監督が適切に行われているかどうかについても監査を行う。

2 監査の対象

令和4年度財政援助団体等監査実施要領に基づき、本年度は下表のとおり18団体を監査対象とした。

また、当該団体を指導・監督する主管課についても監査を実施した。

監査の範囲は令和3年度の事業を対象とした。

区 分	対 象	監査実施
補助金等交付団体	年額2,000万円以上の補助金を交付している団体	8団体
	令和3年度に新たに財政的援助を開始した団体で年額1,000万円以上の補助金を交付している団体	1団体
	年額1,000万円以上の補助金を交付している団体で前回の監査の実施から期間が空いている団体	0団体
	上記のほか監査委員が特に必要と認める団体補助金の交付額が年額1,000万円未満の団体	0団体
出 資 団 体	資本金の4分の1以上を出資している団体 ※補助金等交付団体の区分も併せ持つ	1団体
指 定 管 理 者	公の施設の指定管理者	9団体
合 計		※18団体

※対象区分に重複する団体があるため、実際の実施団体数は18団体である。

3 監査の実施日程

主管部	主管課	対象団体	実施月日
文化共育部	文 化 課	株式会社 フジランド 〔塩沢江戸川荘指定管理者〕	9月6日
		サントリーパブリシティサービスグループ 〔総合文化センター指定管理者〕	9月7日
		株式会社 アターブル松屋 〔総合区民ホール ・江戸川区民センター指定管理者〕	
		公益社団法人 えどがわボランティアセンター	9月8日
		株式会社 図書館流通センター 〔中央図書館 ・鹿骨コミュニティ図書館指定管理者〕	
		株式会社 ヴィアックス 〔小岩・松江・小松川 ・東部図書館指定管理者〕	

主管部	主管課	対象団体	実施月日
文化共育部	スポーツ振興課	株式会社 オーエンス 〔江戸川区陸上競技場指定管理者〕	9月12日
		株式会社 加藤商会 〔スポーツランド指定管理者〕	
生活振興部	地域振興課	新川さくら館アイム・リンレイ共同事業体 〔新川さくら館指定管理者〕	10月18日
都市開発部	市街地開発課	南小岩六丁目地区市街地再開発組合	10月21日
産業経済部	産業経済課	江戸川区商店街連合会 江戸川区商店街振興組合連合会	10月24日
福祉部	福祉推進課	公益社団法人シルバー人材センター 江戸川区高齢者事業団	10月19日
		社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会	10月24日
	障害者福祉課	社会福祉法人 春和会	10月28日
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 〔えがおの家・さくらの家指定管理者〕			
健康部	健康推進課	公益社団法人 東京都江戸川区歯科医師会	10月28日
環境部	水とみどりの課	公益財団法人 えどがわ環境財団	10月31日
	気候変動適応課	認定特定非営利活動法人 えどがわエコセンター	

4 監査の観点

監査の主な観点は、次のとおりである。

区分	主な観点
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。 ・補助金等にかかわる会計経理は適正に行われているか。 ・補助金等の算定は適正に行われているか。【重点事項】 ・資金を他に流用または不正に使用していないか。 ・帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。 ・決算報告書に誤りはないか。
出資団体	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。 ・会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。【重点事項】 ・工事にかかわる設計、施工及び監督は適正に行われているか。 ・資金を他に流用または不正に使用していないか。 ・帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。 ・決算報告書に誤りはないか。

区 分	主な観点
指 定 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度を導入した目的、趣旨が達成されているか。 ・ 料金収入や施設の管理に関する収支にかかる会計処理が適切に行われているか。 ・ 施設管理業務の実施状況は適切か。【重点事項】 ・ 施設の目的に沿って十分に利用されているか。 ・ 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。 ・ 事業に対する経営努力が見られるか。 ・ 決算報告書に誤りはないか。
主 管 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請の手続きは適正に行われているか。 ・ 交付決定の手続きは適正に行われているか。 ・ 交付手続き及び会計経理は適正に行われているか。 ・ 交付確定の手続きは適正に行われているか。 ・ 交付基準は合理的で統一性のあるものになっているか。 ・ 団体に対する指導監督は適正に行われているか。【重点事項】

また、上記の各区分における【重点事項】を踏まえ、次の観点からも確認した。

区分	主な観点
補 助 金 交 付 団 体 (出資団体・政務活動費含)	補助金の算定 (算定者、算定額の確認・チェック体制等)
指 定 管 理 者	施設管理業務の実施状況 (備品台帳、区負担による小規模修繕における実施範囲、契約書等の作成)
主 管 課	団体に対する指導監督 (申請時、実績報告時等の確認・チェック体制)

5 監査の方法

各団体及び主管課から提出された監査調書等をもとに事業及び補助金等の執行状況について、関係者から説明を聴取した。

併せて、団体及び主管課の会計帳簿、証拠書類、決算書、事業報告書及び補助金等交付申請書などの関係書類の精査・突合をし、監査を行った。

第2 監査の結果

財政援助団体等の監査を行った結果、補助等の対象となった事業、出資団体の事業及び指定管理業務は、その目的に沿っておおむね適正に執行されている。

今回監査対象とした各補助事業等の内容、団体の概要等については、6頁以降のとおりである。

[表記方法]

- ① 施設利用者数、在籍者数は令和3年5月1日現在を、団体の名称、組織及び職員の様子は令和4年の監査時の最新の状況を基本とした。
- ② 小数点以下の数値は小数点以下第二位を四捨五入し、第一位までを表示した。
- ③ 補助金等交付団体の収支報告については、監査調書、主管課への実績報告に基づく収支計算書を要約して掲載した。

第3 総括意見

1 補助金交付団体について

(1) 補助金の算定について

江戸川区補助金交付規則第16条では、補助金等の額の確定等において実績報告を受けた場合には、実績報告書の審査だけでなく必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査することを規定している。

今年度の監査においては、補助金の算定に関わる疑義は認められなかった。今後も引き続き補助金等の申請を受ける時には、実績報告時にその目的を十分理解のうえ、適切な事務執行に務められるよう強く要望する。また各主管課においても、要綱等に基づいた補助金算出根拠を確認し、申請時や実績報告時等には収支計算書や補助金の使途状況の確認等を適切に行うとともに、疑問が生じた場合には証憑書類等を確認し適切な助言を行うことを要望する。

(2) 帳簿等の事務処理

支出伝票や小口現金出納帳等の記載漏れや、補助金算定に関わらない報告書等の内容数字の誤記入など細かな事務処理上での誤りを確認した。

補助金等の交付に直接の問題は生じていないが、細かな誤りの見過ごしが重大な過失を生む原因ともなりかねない。帳簿等の処理は、日々、精査を怠らず、チェック体制を機能させて管理することを望む。

(3) 従事職員の服務関係

服務に関する事務について、概ね適切な事務が行われていたが、一部の事業所で職員の賃金単価と最低賃金との確認が行われていない期間があった。また、休暇等申請において記載誤りが確認された。

人事管理事務は適切な業務遂行のための礎でもあり、個人情報保護に配慮しつつ、被雇用者との信頼関係を築き上げるためにも、適正な事務執行に努められたい。

補助金算定の基礎となる職員の服務関係は、労働の基本となることも多くある。各主管課においても、雇用内容の明確化や紛争防止等の観点から、補助金団体の補助金交付にあたっては、手続等、適正な運営の確認を行うことを要望する。

2 指定管理者団体について

(1) 指定管理

新型コロナウイルス感染症による経済の影響はいまだ残り、コロナ禍前に戻っていない状況である。利用者の減少によって事業収入は減り、感染症対策によって経費は増大するが、事業再開時のために従業員等は確保するなど、施設運営において厳しい状況が続いている。

区民が利用する施設として、感染症対策はしっかりと行い、そのうえで自主事業は継続するなど、多くの課題を区と協議をしながら施設運営を行ってきた経営努力を認める。しかし長引く厳しい経営状況は当初予算を上回る指定管理費の追加を招いた。区政運営全般に大きく影響を与えることから、今後の施設運営方法については十分に検討し、提案することを要望する。

主管課においても毎時の報告書等の精査には、チェック体制を強固にし指定管理料が適正に支払われるよう、引き続き厳格な審査を要望する。

(2) 小規模修繕業務等委託

小規模修繕・工事や備品の購入については、これまでと同様に大半の団体において契約書や請書等を作成して契約を締結していることが確認できた。ただし一部の団体で請

求書等の書類作成時に誤記、書類不備や精算の遅延が認められた。請負業者側の問題である事だが、指定管理者として確認を怠ったことも要因である。

指定管理者は区の施設の管理者であることから、責任を持って適切な管理運営に臨むことを要望する。

主管課においても、基本協定に基づく委託契約等について、合意内容の明確化や紛争防止等の観点から、指定管理者の手續等の確認を怠らず、更に適正化を図ることを望む。

(3) 備品の管理

備品管理は、基本協定において施設備品を「備品台帳」で管理することになっている。

指定管理者の大半は「備品台帳」を備えて適切に管理していた。しかし一部の指定管理者では、台帳が未整備で備品登録されていない、あるいは備品台帳は整備されているが備品廃棄に際して適切な処理がされていないという状態が確認された。

指定管理者においては、備品を常に良好な状態で維持・管理することはもとより、最新の「備品台帳」を適切に整備することが求められる。主管課にあっても、設置場所や老朽化及び故障状況の有無等を即時に確認できるよう、状況把握に努められることを要望する。

3 まとめ

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響が残り、気候変動や物価の高騰など不安定な要素が増す厳しい社会情勢の中にある。区政運営を引き続き効率的に進めていくためには、財政援助団体等との継続的な協働は重要である。

主管課においては、事業の必要性や効率性を念頭に置きつつ、補助事業や指定管理者制度導入の目的を常に意識し、日頃から要綱及び基本協定書等に基づいた事業が執行されているか定期的な確認を行うことを要望する。

また、財政援助団体等は、区政運営に携わるものとして、常日頃から事業の趣旨を勘考し、執行状況に留意しながら適切に事業を遂行されることを要望する。

また、今後の社会情勢については、国内はもとより世界全体においても不透明感が増し、経済への深刻な影響が懸念される。区財政運営においては、最小限で最大の効果を更に引き出す適切な支出が求められている。主管課及び財政援助団体等は常に連携を密にし、今後も区民生活が豊かとなるよう、更に踏み込んだ行政運営についての考察及び実行を期待する。

公益財団法人えどがわボランティアセンター運営に係る補助金

I 補助事業

1 補助事業の内容

区は「江戸川区補助金等交付規則」に基づき、区民の自主性、自立性の向上によるボランティア活動の普及と推進を目的に、平成24年度から事業計画に基づき積算した事業費・人件費・管理運営費として補助金を交付している。

2 補助金の交付状況

今回の監査対象とした令和3年度の補助金交付額は33,988,602円である。

3 補助事業の実績（令和3年度）

事業名	内容
活動の相談・紹介・情報提供事業	<ul style="list-style-type: none">・相談、問合せ（活動相談1,001件、依頼相談139件、情報提供5,318件、ボランティアの募集・紹介420件）・ボランティアセンターだよりの発行（年6回各24,000部）・ホームページ、フェイスブックの運用
人材の育成・開拓事業	<ul style="list-style-type: none">・初級講座 手話ボランティア養成講座（3日コース）11月10人 音訳講座（10日コース）9～11月中止 デジター録音図書製作講座（2日コース）2月中止 はじめての傾聴（2日コース）10月20人・日本語ボランティア入門講座（8日コース）10～11月30人・ボランティアのための日本語講座（2日コース）1月18人・出前ボランティア体験 （小・中学校16回1,444人、高校・一般2回381人）等・災害ボランティア養成講座12月15人
普及・啓発・交流事業	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアフェスティバルの開催（中止）
活動支援・助成事業	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動室の提供 （グリーンパレス活動室117件、清新町活動室155件）・ボランティア団体活動費助成（69団体）・ボランティア保険料の一部助成 （登録団体・個人助成件数2,161人）等

II 監査対象団体

1 団体の概要

「えどがわボランティアセンター」は、「一般財団法人えどがわボランティア協会」として平成24年4月に設立され、平成25年4月に公益財団法人化された団体である。

区民のボランティア活動の発展・推進を目的に、活動への支援やボランティア団体間の交流促進、災害時の活動拠点の整備など公益事業を行っている。

2 団体の組織

団体名	公益財団法人えどがわボランティアセンター 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1F
組織	理事長1名、理事3名、監事1名、評議員3名、職員9名（固有職員6名、区派遣職員3名）

3 団体の収支状況

① 令和3年度収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動収入		事業活動支出	
基本財産運用収入	60	事業費	30,443,728
補助金収入(区補助金)	33,988,602	管理費	3,717,328
寄付金	130,000		
雑収入	248,831		
合 計	34,367,493	合 計	34,161,056
		収入支出差引額	206,437

② 貸借対照表（令和4年3月31日現在）

単位：円

借 方		貸 方	
資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産	19,399,676	流動負債	16,038,135
現金預金	19,325,186	未払金	15,465,368
前払費用	74,490	前受金	60,000
固定資産	3,133,804	預り金	380,717
基本財産	3,000,000	仮受金	132,050
定期預金	3,000,000	負債の部合計	16,038,135
その他固定資産	133,804		
車両運搬具	1	正味財産の部	
什器備品	133,803	一般正味財産	6,495,345
		(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)
資産の部合計	22,533,480	負債及び正味財産合計	22,533,480

公益社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団運営に係る補助金

I 補助事業

1 補助事業の内容

区は、「公益社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団運営助成要綱」に基づき、昭和52年度から、算定された事務職員の人件費及び管理運営費などを対象として補助金を交付している。

2 補助金の交付状況

今回の監査対象とした令和3年度の補助金交付額は89,551,670円である。

3 補助事業の実績（令和3年度）

単位：件・人・円

区分	契約件数	就業延実人員	就業延日人員	契約金額
公共事業	984	14,337	183,531	592,127,222
民間事業	12,812	18,300	146,220	516,533,393
自転車再生事業他	13	87	694	2,486,940
派遣事業	114	1,578	20,598	104,751,819
合計	13,923	34,302	351,043	1,215,899,374

II 監査対象団体

1 団体の概要

公益社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団は、昭和50年任意団体として発足し、昭和55年12月に社団法人となった。さらに平成23年4月1日に公益社団法人へ移行した。

高齢者がその経験・能力を生かし、就業を通じて地域社会に貢献することを目的として、高齢者の就業に関する機会確保及び提供、講習の実施、調査研究、相談、その他必要な事業を行っている。

2 団体の組織

団体名	公益社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団 (江戸川区西小松川町34-1・中央くすのきカルチャーセンター内)
組織	理事11名(会長1名、副会長1名、常務理事(事務局長)1名を含む)、 監事2名 事務局職員 正規職員11名、準職員14名(事務補助・運転業務)、臨時職員1名(事務補助)、派遣職員8名(マッチング業務5名、内職2名、事務補助1名) 会員3,704名(令和4年8月末現在)

3 団体の収支状況

(1) 一般会計収支（令和3年度）

単位：円

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
補助金収入	※88,757,069	事業費	1,189,361,016
受託事業収入	1,108,660,615	管理費	33,709,562
独自事業収入	2,486,940	人件費（給料手当）	17,639,144
会費収入	3,742,000	その他管理運営費	16,070,418
労働者派遣事業等 受託収入	12,094,954		
連合交付金収入	7,329,000		
雑収入	0		
合計	1,223,070,578	合計	1,223,070,578

※区補助金交付額 89,551,670 円から退職給付積立分 794,601 円を指定正味財産へ繰り入れるため差し引いている。

(2) 貸借対照表（令和4年3月31日現在）

単位：円

借方		貸方	
資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	200,498,673	流動負債	145,577,223
現金預金	105,436,749	未払金	140,229,367
未収金	95,562,630	預り金	3,286,815
貸倒引当金	△ 596,156	リース債務	2,061,031
立替金	2,750	前受金	10
前払金	92,700		
固定資産	72,849,332	固定負債	15,558,537
退職給付引当資産	15,040,317	長期未払い金	0
退職給付引当補充資産	7,564,610	リース債務	518,220
財政運営資金積立資産	46,708,399	退職給付引当金	15,040,317
建物	0		
車両運搬具	2		
什器備品	119,599		
リース資産	2,534,921		
電話加入権	408,984		
ソフトウェア	472,500	負債合計	161,135,760
		正味財産の部	112,212,245
		指定正味財産(区補助金)	7,564,610
		(うち特定資産への 充当額)	(7,564,610)
		一般正味財産	104,647,635
		(うち特定資産への 充当額)	(46,708,399)
資産合計	273,348,005	負債及び正味財産合計	273,348,005

江戸川区社会福祉協議会運営に係る補助金

I 補助事業等

1 補助事業等の内容

区は、「社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会に対する補助に関する条例」及び「江戸川区補助金等交付規則」に基づき、昭和43年度から会の行う社会福祉に係る事業経費（算定した人件費及び事業費）を対象として補助金を交付している。

また、くすのきカルチャーセンターの事業運営に関する委託契約、くつろぎの家の事業運営に関する委託契約及び「江戸川区福祉サービス苦情解決相談事業等実施要綱」の委託条項、「江戸川区生活安定支援事業実施要綱」の委託条項、「江戸川区生活支援体制整備事業実施要綱」の委託条項に基づき、施設及び事業の運営委託料を支出した。

2 補助金等の交付状況（令和3年度）

単位：円

区分	金額
補助金等	128,832,444
社会福祉協議会事務局	118,847,402
安心生活センター	3,836,283
子ども食堂	4,657,115
にこにこ運動教室	1,491,644
委託料	455,476,056
安心生活センター	59,786,611
くすのきカルチャーセンター	159,293,651
生活安定支援事業	9,889,326
なごみの家	197,598,468
生活支援体制整備事業	28,908,000
合計	584,308,500

3 補助事業等の実績（令和3年度）

区分	内容
児童女性福祉事業	① 団体助成（2団体・計259,000円）
熟年者福祉事業	① 愛の杖の支給（1,414本） ② 団体助成（2団体・計0円）
心身障がい者福祉事業	① 心身障がい児（者）親子リフレッシュ事業 （新型コロナウイルス感染防止のため中止） ② 福祉自動車の貸出（1台116件） ③ 福祉バスの助成（5団体・計759,600円） ④ 団体助成（29団体・計5,865,560円）
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯等への貸付（74件60,586,000円）
総合支援資金	日常生活全般困難世帯への貸付（0件）

区分	内容
緊急小口資金・総合支援資金特例貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により減収した世帯への貸付（11,507件、5,436,440,000円）
不動産担保型生活資金貸付事業	低所得の高齢者世帯への貸付（新規0件・継続7件・契約終了1件）
要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業	自宅を所有する要保護高齢者世帯への貸付（新規0件・継続8件・契約終了3件）
緊急援護費の支給	緊急援護金品の支給（区に委託 2,449件 乾パン等 1,600個 851,753円）
歳末たすけあい運動	募金総額 22,059,637円、激励金贈呈 4,090人
子ども食堂	食事及び交流の場の提供 15か所
安心生活センター	高齢化、障害等で判断能力が十分でない人の相談支援 ①安心生活サポート事業 相談件数 202件 支援回数 5,838回 ②入院サポート事業 相談件数 6件 支援回数 60回 ③成年後見制度利用相談事業・法人後見事業 相談件数 504件 支援回数 4,405回 区長申立 55回 ④福祉サービス苦情解決 処理件数 21件 ⑤おひとり様支援事業 相談件数 60件 支援回数 192回
なごみの家 （北小岩・小岩・鹿骨・瑞江・松江北・一之江・長島桑川・葛西南部・小松川平井）	実施事業 居場所 延 31,388人 なんでも相談 延 8,904件 地域支援会議 延 370人 見守りキョーホルダー 3,837件（新規・更新） にこにこ運動教室延 4,119人
受託事業	①くすのきカルチャーセンター（会議室 8,283人、正規教室 37科目 92教室 1,260人、自主活動教室 41科目 212教室 2,909人） ②生活安定支援事業 一定所得以下世帯の子どもの学習塾等受講料、高校・大学等の受験料の貸付 相談 2,357件 貸付 470件 52,514,200円 （内訳）受験生チャレンジ支援貸付 学習塾等受講料 223件 42,724,100円 大学等受験料 247件 9,790,100円 前年度債権の免除 431件
施設提供事業	障がい者の生活向上のための授産施設として建設された「第1～第5葛西福祉作業所」を「社会福祉法人江戸川菜の花の会」に無償貸与

II 監査対象団体

1 団体の概要

社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会は、昭和 39 年に社会福祉法人となり、社会福祉事業の健全な発達及び活性化による地域福祉の推進を目的として、福祉事業の企画及び実施、保健医療、社会教育事業との連絡、共同募金事業への協力、福祉サービス苦情解決相談事業、生活安定支援事業等を行っている。平成 28 年 5 月からは地域共生社会を構築するための地域の拠点として、なごみの家を設置し運営を行っている。

また、くすのきカルチャーセンターの受託運営を行っている。

2 団体の組織

団体名	社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会 (江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス内)
組織	会長 1 名、副会長 2 名、常務理事 1 名、会計理事 2 名、理事 11 名 (うち 1 名は江戸川区福祉部長)、監事 2 名、事務局長 1 名及び職員 89 名

3 団体の収支状況

(1) 令和 3 年度資金収支

単位：円

収入		支出	
事業活動収支			
科目	金額	科目	金額
会費収入	7,716,440	人件費	374,609,307
寄付金収入	9,180,198	事業費	181,862,439
経常経費補助金収入	147,136,627	事務費	118,099,457
受託金収入	545,104,854	分担金	433,430
事業収入	707,000	助成金	11,194,160
負担金収入	7,397,310	負担金	71,102
おひとり様支援事業会費収入	24,460		
基金受取利息配当金収入	1,509		
手数料返還収入	1,532,582		
受取利息配当金収入	10,779		
その他収入	99,210		
小計	718,910,969	小計	686,269,895
		事業活動収支差額	32,641,074

施設整備等による収支			
施設整備等補助金収入	0	固定資産取得支出	17,496,210
施設整備等寄附金収入	0	基金積立資産支出	0
その他施設整備等収入	0	その他施設整備等支出	0
小計	0	小計	17,496,210
		施設整備等資金収支差額	△17,496,210
その他の活動による収支			
基金積立資産取崩収入	1,580,000	積立資産支出	15,113,594
その他の活動による収入	67,700		
小計	1,647,700	小計	15,113,594
		その他活動資金収支差額	△13,465,894
		予備費支出	0
収支合計			
収入合計	720,558,669	支出合計	718,879,699
前期末支払資金残額	249,431,563	当期資金収支差額	1,678,970
収入総額	969,990,232	当期末支払資金残額	251,110,533

(2) 貸借対照表（令和4年3月31日現在）

単位：円

借方		貸方	
資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	396,512,007	流動負債	157,283,754
現金預金	389,734,320	未払金	138,957,405
未収金	6,777,687	預り金	2,707,929
未収金補助	0	職員預り金	3,736,140
立替金	0	賞与引当金	11,882,280
仮払金	0		
固定資産	359,276,002	固定負債	88,291,173
基本財産	3,000,000	退職給与引当金	88,291,173
その他の固定資産	356,276,002	負債の部合計	245,574,927
		純資産の部	
		基本金	3,000,000
		基金	139,845,236
		国庫補助金等特別積立金	3,741,195
		その他の積立金	55,863,009
		次期繰越活動収支差額	307,763,642
		(うち当期活増減支差額)	20,161,171
		純資産の部合計	510,213,082
資産の部合計	755,788,009	負債及び純資産の部合計	755,788,009

※平成27年度より社会福祉法人会計基準の変更に伴い、法人全体の表記とした。

南小岩六丁目地区 第一種市街地再開発事業に係る補助金等

I 補助事業

1 補助事業の内容

(1) 再開発事業の概要

- ① 南小岩六丁目地区第一種市街地再開発事業(以下「再開発事業」という。)の実施にあたり、平成 24 年 7 月 28 日に、地区の再開発準備組織として「南小岩六丁目地区市街地再開発準備組合」(以下「再開発準備組合」という。)が設立された。
- ② 再開発準備組合の構成員は、平成 25 年 5 月に、南小岩六丁目地区第一種市街地再開発事業協力者として、「清水建設株式会社」を選定した。
 なお、同再開発事業は、平成 26 年 10 月 24 日に都市計画決定され、平成 28 年 12 月 15 日に、東京都からの再開発事業認可により、正式に「南小岩六丁目地区市街地再開発組合」(以下「再開発組合」という。)として認可を受けた。また、公募により、「野村不動産株式会社」「株式会社タカラレーベン」「清水建設株式会社」を参加組合員として選定した。
- ③ JR 小岩駅周辺まちづくり基本構想(平成 21 年 1 月策定)において、本地区は拠点整備地区として「フラワーロードへのゲートとなる拠点をつくる」こととされている。
 本地区には、細街路や小規模宅地が多く、防災性の向上や都市機能の更新を進めることが課題となっており、同再開発事業により、建物の不燃化、耐震化を図るとともに道路等の都市基盤施設や快適な歩行環境を整備し、併せて、商業・業務・文化・公共公益・居住等の都市機能が調和した駅前立地にふさわしい市街地の形成を図ることを目的としている。
- ④ 「再開発組合」は、再開発事業を促進するため、区からの補助金交付を受けて事業実施をしている。
- ⑤ 施設計画の概要(区域面積：約 1.3ha)

令和元年 9 月末日現在

	I 街区	II 街区	III 街区	合 計
敷地面積	1,037 m ²	2,905 m ²	5,012 m ²	8,954 m ²
建築面積	847 m ²	2,027 m ²	3,502 m ²	6,376 m ²
延床面積	7,122 m ²	29,148 m ²	52,690 m ²	88,960 m ²
容 積 率	644%	730%	699%	—
規 模	地上 10 階	地上 22 階 地下 1 階	地上 33 階 地下 1 階	—
高 さ	52m	82m	110m	—
主要用途	商業業務	商業業務、住宅	商業業務、住宅、自転車駐車場	—
住宅戸数	—	233 戸	367 戸	600 戸

(2) 根拠規程

江戸川区市街地再開発事業補助金等交付要綱

2 補助金の交付状況

今回の監査対象とした令和 3 年度の補助金等交付額は 4,173,051,000 円である。

〈補助金等の内訳〉

単位：円

補助金等種別	事業内容	交付団体名	金額
補助金	調査設計、土地整備及び施設建築物工事	南小岩六丁目地区市街地再開発組合	3,709,138,000
負担金	下水道及び電線共同溝工事、土地整備及び施設建築物工事	〃	463,913,000

3 事業の実績

令和3年度における補助対象事業の実績は次のとおりである。

(1) 補助金

- ① 調査設計
 - ・建物工事監理業務、建物登記業務
- ② 土地整備
 - ・物件移転補償等、既存建物等解体工事
- ③ 施設建築物工事
 - ・施設建築物新築工事

(2) 負担金

- ① 下水道及び電線共同溝工事
 - ・区画街路 27 号整備に伴う下水道及び電線共同溝その他工事
 - ・既存地上機器等撤去工事
- ② 土地整備
 - ・既存建物等解体工事
- ③ 施設建築物工事
 - ・施設建築物新築工事

II 監査対象団体

団体の概要は次のとおりである。

1 団体名

南小岩六丁目地区市街地再開発組合

2 団体の概要

- (1) 住 所：江戸川区南小岩六丁目 31 番 10 号 FIRSTA II 201
- (2) 組合員数：66 名（理事 8 名、監事 2 名）
- (3) 参加組合員：野村不動産株式会社、株式会社タカラレーベン、清水建設株式会社

特別養護老人ホーム建設に係る補助金

I 補助事業

1 補助事業の概要

(1) 目的

特別養護老人ホームを建設する法人に対し建設費の一部を補助することにより、介護保険施設の計画的な整備の推進を目的とする。

(2) 補助団体名

社会福祉法人春和会

(3) 根拠規程

江戸川区補助金等交付規則

(4) 補助金額

令和3年度 152,400,000 円（総額 254,000,000 円）

2 施設の概要

(1) 施設名称

（仮称）特別養護老人ホーム 南葛西さくらの杜

(2) 所在地

南葛西三丁目 10 番 21 号

(3) 施設規模

定 員	特養ユニット型 84 名 特養従来型 31 名 ショートユニット型 12 名
構 造	鉄筋コンクリート造
規 模	地下 1 階地上 7 階建
敷地面積	1575.39 m ²
延床面積	4887.16 m ²
総工事費	1,812,580,000 円

II 監査対象団体

団体の概要は次のとおりである。

1 団体名

社会福祉法人 春和会

2 団体の概要

(4) 住 所：東小松川一丁目 5 番 4 号

(5) 職員数：常勤 699 名 非常勤 153 名

(6) 事業内容

社会福祉法人春和会は区内及び都内、千葉県で特別養護老人ホーム、保育園、児童福祉施設を運営している団体で、「なごみの家小松川平井」も運営している。

江戸川区商店街連合会及び江戸川区商店街振興組合連合会 による区内共通商品券まつり事業に係る補助金

I 補助事業

1 補助事業の内容

江戸川区、江戸川区商店街連合会、江戸川区商店街振興組合連合会が連携し、区内商店街の活性化及び商店街加入促進を図るために『区内共通商品券まつり事業』を実施する。ついでにはかかる事業に対し補助金を交付する。

2 補助金の交付状況

今回の監査対象とした令和3年度の補助金交付額は80,899,021円である。

単位：円

区 分	金 額
実施期間中に利用された商品券額面の10%分	68,031,900
各種事務経費実績(印刷製本費・広告費・人件費)	12,867,121
合 計	80,899,021

3 補助事業の実績

令和3年度における補助事業の実績は、下記のとおりである。
消費者が商品券まつり参加の区内共通商品券取扱店で、商品券を利用し買物をする、10%お得(プレミアム付)にて商品を購入できる。

- ・実施期間 令和3年10月1日～10月31日
- ・商品券回収実績 1,360,638枚
- ・商品券売上実績 680,319,000円 ※商品券単価500円
- ・商品券回収分補助金 68,031,900円

II 監査対象団体

1 団体の概要

江戸川区商店街振興組合連合会は、江戸川区内において商店街振興組合の法人格を有する9団体で構成される商店街振興組合法に基づく法人である。

その目的とするところは、所属員の事業の健全な発展に寄与し、合わせて公共の福祉に資するものである。

主な事業

- ・商店街法人化の促進
- ・江戸川区商店街連合会(66団体)とのタイアップ及び協力態勢の充実
- ・区内共通商品券事業

2 団体の組織

組織構成は、下表のとおりである。

団 体 名	江戸川区商店街振興組合連合会
所 在 地	江戸川区船堀4-1-1(江戸川区総合区民ホール内)
組 織	理事長1名、副理事長1名、常任理事4名、理事6名、監事1名、相談役1名

3 団体の収支状況

令和3年度江戸川区商店街連合会及び江戸川区商店街振興組合連合会の事業収支決算

単位；円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
区振連管理費	2,144,315	区振連管理費	634,974
商品券事業費	1,172,799,035	商品券事業費	1,168,355,128
商品券売上	772,379,500	商品券回収	868,342,500
未回収準備金 戻入	294,545,500	未回収準備金	184,719,000
時効収益	14,935,000	未回収準備金時効	14,935,000
事業外収益	22,907,135	時効後引換損	3,552,500
区補助金	12,867,121	商品券事務費	3,649,841
回収商品券 区補助金	68,031,900	一般管理費	25,124,387
		江戸川区補助金	68,031,900
経常収益	70,000	経常損失	570,300
合 計	1,175,013,350	合 計	1,169,560,402
		収支差額	5,452,948

江戸川区口腔保健センター運営に係る補助金

I 補助事業

1 補助事業の内容

区は「江戸川区口腔保健センター運営補助要綱」に基づき、平成16年度より運営経費から歯科診療に係る収入及びその他の歯科に係る雑収入を除いた額を補助金として交付している。

2 補助金の交付状況

今回の監査対象とした令和3年度の補助金交付額は88,962,722円である。

3 補助事業の実績

令和3年度における補助事業の実績は次のとおりである。

区 分	内 容
歯 科 診 療	来院患者数 年間延 3,965 名（診療日数 247 日）
研 修 事 業	口腔ケアサポーター養成（新型コロナウイルスの感染拡大により中止）

II 監査対象団体

1 団体の概要

江戸川区口腔保健センターは、江戸川区が施設を建設し、公益社団法人東京都江戸川区歯科医師会が管理・運営を行っている障害者歯科診療所である。平成16年9月に診療を開始した。障害者（児）・要介護高齢者の歯科診療、予防処置、口腔保健指導、歯科相談、摂食嚥下指導・相談、口腔ケア研修を行っている。

2 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施 設 名	江戸川区口腔保健センター（江戸川区江戸川 5-14-4）
団 体 名	公益社団法人東京都江戸川区歯科医師会 （江戸川区東小岩 4-8-6）
職 員 体 制	常 勤 6 名（歯科医師 1、歯科衛生士 3、事務 2） 非常勤 51 名（歯科医師 1、指導医 12、協力医 29、歯科衛生士 7、事務 2）

3 令和3年度団体の収支状況

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
区 補 助 金	88,962,722	人 件 費	96,145,268
事 業 収 入	39,981,905	需 用 費	6,409,749
雑 収 入	423,882	役 務 費	2,984,862
		委 託 費	7,097,557
		使用料及び賃借料	11,111,640
		負担金及び交付金	177,400
		そ の 他	5,677,850
合 計	129,368,509	合 計	129,604,326
		収入支出差引残額	△235,817

公益財団法人えどがわ環境財団運営に係る補助金、 委託料及び出資金

I 補助事業等

1 補助事業等の内容

区は、公益財団法人えどがわ環境財団（旧名称「財団法人江戸川区環境促進事業団」）に対して、昭和 55 年 4 月に財団法人設立資金として 5 千万円を出捐（しゅつえん）したほか、「江戸川区補助金等交付規則」に基づき、昭和 55 年度から区が委託した公園施設の管理運営に要する職員の給与費等として補助金を交付している。

また、平成 23 年度から平成 27 年度まで公園・児童遊園の施設について、指定管理協定を締結し指定管理負担金を支出し、親水緑道等の施設は、業務委託契約を締結し委託料を支出していた。平成 28 年度から自然動物園とポニーランドについて業務委託契約を締結し、委託料を支出している。

2 補助金等の交付状況（令和 3 年度）

単位：円

区分	補助金 (緑化推進事業等)	補助金 (人件費)	委託料	合計
金額	108,741,310	979,111	411,444,657	521,165,078

3 委託業務等の実績（令和 3 年度）

事業名	事業内容
公益目的事業	① 水と緑・花の環境創造 ・区民との美しい花と緑の環境づくり協働事業 ・水と緑・花のシティプロモーション事業 ② 動物とのふれあい及び教育普及事業 ・動物の飼育及びふれあい事業 ・種の保全・調査研究事業 ・教育普及事業
収益事業	① 収益事業 ・物品販売サービス ・広告・スポンサーの募集

II 監査対象団体

1 団体の概要

公益財団法人えどがわ環境財団は、昭和 55 年 4 月に財団法人の設立許可を受けた団体である。

そして、公益法人制度改革に対応し、公益財団法人への移行申請を行い、東京都知事から正式に認定を受け、併せ登記を行い、平成 23 年 9 月に財団法人江戸川区環境促進事業団から公益財団法人えどがわ環境財団に名称変更した。

これまでと同様に緑化推進に関する事業及び動物とのふれあいに関する事業を行い、区民生活に安らぎとゆとりをもたらし、豊かな人間性の涵養と地域社会の健全な発展に寄与し、多様な生物と共存できる水と緑の環境を保護・保全することを目的としている。

上記の目的を達成するために、「水と緑の環境等に関する啓発普及および利用促進」「動物の飼育及び展示ふれあい事業」「収益事業」を行っている。

2 団体の組織

団 体 名	公益財団法人えどがわ環境財団 (江戸川区松島 1-44-12 KTパークビル)
組 織	理事長 1 名、専務理事 1 名、常務理事 1 名、理事 2 名、監事 2 名及び事務局職員 59 名 (うち区派遣職員 2 名) 計 66 名

なお、役員は公益財団法人えどがわ環境財団定款に基づき、理事長、専務理事 (1 名) 及び常務理事 (1 名) は、理事会の決議によって理事の中から選任する。監事は、2 名以内とする。

3 団体の収支状況

(1) 令和 3 年度収支

単位：円

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
事業活動収入		事業活動支出	
基本財産運用収入	800	事業費	429,873,744
事業収入(区委託料)	411,444,657	管理費	86,436,271
事業収入(その他)	4,664,838	退職金	8,068,200
受取補助金収入(区補助金)	108,741,310		
受取補助金収入(その他補助金)	1,048,711		
受取寄付金	753		
雑収入	63,299		
事業活動収入合計	525,964,368	事業活動支出合計	524,378,215
		事業活動収支差額	1,586,153

(2) 貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

単位：円

借方		貸方	
資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	149,406,526	流動負債	75,539,260
現金預金	148,178,907	未払金	73,264,869
未収金	234,917	前受金	750,000
仮払金	0	預り金	1,524,391
前払金	28,900		
貯蔵品	963,802		
固定資産	289,653,829	固定負債	219,773,425
基本財産	40,000,000	退職給付引当金	219,773,425
基本財産積立定期預金	40,000,000		
特定資産	236,069,801		
退職給付引当資産	219,773,425		
減価償却引当資産	16,081,121		
緑化推進積立資産	215,255		
馬運車荷台購入積立資産	0		
構築物	0		
その他固定資産	13,584,028		
車両運搬具	8,067,962		
什器備品	5,516,066		
保証金	0		
		負債の部合計	295,312,685
		正味財産の部合計	143,747,670
		指定正味財産	215,255
		寄付金	215,255
		一般正味財産	143,532,415
		(うち基本財産への充当額)	(40,000,000)
		(うち特定資産への充当額)	(16,081,121)
資産の部合計	439,060,355	負債及び正味財産合計	439,060,355

認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター運営に係る補助金

I 補助事業

1 補助事業の内容

区は、「認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター運営に係る補助金交付要綱」に基づき、区民・事業者及び行政の協働による環境づくりに寄与することを目的として、平成16年度から事業計画に基づき積算した事業費・人件費・管理運営費として補助金を交付している。

2 補助金の交付状況

今回の監査対象とした令和3年度の補助金交付額は、36,115,666円である。

3 補助事業の実績

令和3年度における補助事業の実績は次のとおりである。

事業名	内容
環境教育・環境学習の推進事業	グリーンプラン推進校 16校 小中学校出前事業 10校 18回：1,282人 エコアクション講座 3回：124人 等
区民・事業者・行政の交流・連携推進事業	もったいない運動えどがわ 登録者 142,885人 地球温暖化防止に関する講習会等 10回：160人 3Rに関する講習会 30回：491人 等
情報の提供及び支援事業	情報紙「エコちゃんねる」の発行（年2回計4,000部）
自然環境の保全と活用事業	自然復元・再生事業 自然体験や自然観察会の開催 17回：268人 等

II 監査対象団体

1 団体の概要

認定特定非営利活動法人えどがわエコセンターは、平成16年4月に設立された団体である。

区民、事業者、行政の連携・協働により、地球環境の負荷を減らしながら、さらに活力ある地域社会を創造していくことを目的として、環境教育・環境学習の推進、人材育成、団体に対する活動支援、区民・事業者・行政の交流・連携の推進、情報の提供及び支援、相談業務等を行っている。

2 団体の組織

団体名	認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター (江戸川区船堀4-1-1 総合区民ホール内)
組織	理事長1名、副理事長1名、理事12名、監事2名、 職員7名(区派遣職員4名)、会員数500個人・団体

3 団体の収支状況（令和3年度）

単位：円

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
区補助金	36,115,666	事業費	30,881,789
会費収入	2,531,500	(うち人件費)	(22,524,085)
民間等助成金	1,279,720	管理費	9,270,532
寄付金収入	34,330	(うち人件費)	(1,308,946)
参加料収入	161,100		
その他の収入	30,005		
合計	40,152,321	合計	40,152,321
		当期収支差額	0

<区民健康施設> 「塩沢江戸川荘」

I 指定管理等

1 指定管理等の内容

区は、平成18年4月から地方自治法第244条の2第3項の指定管理者として、「江戸川区民健康施設条例」に基づく塩沢江戸川荘の管理運営代行に対して、指定管理負担金を支出している。

指定管理負担金は、年度協定書に基づく各年度の予算額の収入（利用料金、自主事業）と支出（管理運営費、自主事業経費、指定管理者経費）の差額として当初算定され、協議を経て精算、確定する。

また、指定管理負担金会計の他に、備品購入・修繕、維持補修工事等のための委託料を支出している。

指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までである。

2 令和3年度指定管理負担金等の支出状況

単位：円

※指定管理負担金	委託料 (備品購入・修繕・維持補修工事)	合計
※104,495,856	51,226,753	155,722,609

※指定管理負担金等は指定管理料 104,495,856 円に補てん金 9,805,856 円を含む。

3 事業の実績

令和3年度における事業の実績は次のとおりである。

(1) 客室利用状況

単位：日・室・%・人

開館日	利用室数	利用可能室数	客室稼働率	利用人数	利用可能人数	定員稼働率
238	2,984	5,236	57.0	8,502	20,994	40.6

(2) 利用人数内訳

単位：人

区民・在勤	区外	学校	合計
4,642	988	2,872	8,502

(3) 塩沢号運行状況

単位：台・人

運行延べ台数	延べ利用人数
17	350

II 監査対象団体

1 団体の概要

塩沢江戸川荘の指定管理者である株式会社フジランドは、サービスエリア、イベント、不動産、リゾート、ミュージアム、福祉、フードサービス等のサービス事業を展開し、健康保険保養施設や自治体リゾート施設の設備管理業務に高い実績を持っている。

2 団体の組織

施設の職員及び組織構成は下表のとおりである。

施設名	塩沢江戸川荘（新潟県南魚沼市舞子字十二木 2063 番地 29）
指定管理者	株式会社フジランド（千代田区平河町 2-7-1）
会社概要	事業内容：ホテルその他の施設管理、運営等 資本金：1 億円 従業員数：901 名（令和 4 年 4 月） 設立：昭和 33 年 9 月
職員体制	支配人 1 名、フロント・宿直 7 名、調理 5 名、ダイニング 2 名、 用務・設備 5 名、しおぞわファーム 1 名、客室清掃 5 名(外部委託) 計 26 名（令和 4 年 3 月）

3 団体の収支状況

令和 3 年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金	94,690,000	維持管理運営費	147,639,655
補てん金	9,805,856	（うち人件費）	(75,362,949)
利用料金	28,490,000	自主事業経費	33,823,627
自主事業	47,494,920	指定管理者経費	2,299,586
雇用調整助成金	3,282,102		
合 計	183,762,878	合 計	183,762,878

＜文化施設＞「総合文化センター」・「総合区民ホール」 「江戸川区民センター」・「新川さくら館」

I 指定管理等

1 指定管理等の内容

区は、平成 18 年 4 月から地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者として、文化施設の管理運営代行に対して、指定管理負担金を支出している。

それぞれの指定管理負担金は、年度協定書に基づく各年度の予算額の収入（利用料金、自主事業）と支出（管理運営費、自主事業経費、指定管理者経費）の差額として当初算定され、協議を経て精算、確定する。

また、指定管理負担金会計の他に、備品購入・修繕、維持補修工事のための委託料を支出している。

管理を指定する根拠条例及び指定の期間は下表のとおりである。

施設名	根拠条例	指定期間
総合文化センター	江戸川区総合文化センター条例	平成 28 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
総合区民ホール	江戸川区総合区民ホール条例	平成 28 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
江戸川区民センター	江戸川区民センター条例	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
新川さくら館	江戸川区新川さくら館条例	平成 30 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

2 令和 3 年度指定管理負担金等の支出状況及び実績

(1) 総合文化センター（サントリーパブリシティサービスグループ）

① 指定管理負担金等の支出状況

単位：円

指定管理負担金	委託料 (工事・修繕・備品購入)	合計
256,106,516	75,465,390	331,571,906

② 利用実績

ア 部屋別利用状況

単位：件・%・人

室名	件数	利用率	利用人数	室名	件数	利用率	利用人数
大ホール	527	55.6	243,117	リハーサル室	1,201	70.2	36,849
小ホール	456	47.1	77,142	和室	468	27.4	9,210
合計	983	51.3	320,259	会議室	781	45.7	30,799
				研修室	719	42.0	46,354
				展示室	1,051	61.5	61,366
				展示ギャラリー	795	46.8	26,158
				合計	5,015	48.9	210,736

イ 主な自主興行実績

単位：人

興行名	観客数	興行名	観客数
江戸川落語会 (第 145～148 回)	1,616	公開リハーサル 日本フィル ハーモニー交響楽団①	259
音楽の絵本 コン・アモーレ	1,149	公開リハーサル 日本フィル ハーモニー交響楽団②	545
えどがわ能	790	陸上自衛隊中央音楽隊	700
シネマ歌舞伎	391	岡幸二郎 魅惑のミュージカル コンサート	849
小松亮太 アルゼンチン・タン ゴ・コンサート	882	ザ・クロマニヨンズ ツアー SIX KICKS ROCK&ROLL	1,250

※展示等の企画

第 1 回えどがわBOXART展	子ども未来館バックステージツアー
------------------	------------------

(2) 総合区民ホール (株式会社アターブル松屋)

① 指定管理負担金等の支出状況

単位：円

※指定管理負担金等	委託料 (工事・修繕・備品購入)	合計
※709,442,209	207,133,334	916,575,543

※指定管理負担金等は指定管理料 571,455,000 円に補てん金 137,987,209 円を含む。

② 利用実績

ア 貸室

単位：%・人

貸室名	利用率	利用人数	貸室名	利用率	利用人数
大ホール	56.7	117,219	和室 (2 室)	45.4	6,026
小ホール	59.6	57,689	イベントホール (4 室)	30.1	35,273
展示ホール	69.3	375,817	バンケットルーム	32.4	4,661
諸室 (17 室)	60.5	115,871	控室 (3 室)	15.7	2,030
リハーサル室	81.1	15,168	式場 (2 室)・写場	—	625
合計				51.8	730,379

イ テナント等

単位：人

区分	テナント	展望塔	映画館	エドマチ	アクトワン	合計
利用人数	248,943	42,407	37,300	18,745	215	347,610

ウ 結婚式等

区分	利用状況	区分	利用状況	区分	利用状況
結 婚 式	11 組	披 露 宴	8 組	駐 車 場 利 用	120,559 台

(3) 江戸川区民センター（株式会社アターブル松屋）

① 指定管理負担金等の支出状況

単位：円

※指定管理負担金	委託料 (備品購入・修繕・維持補修工事)	合計
※227,921,394	65,166,860	293,088,254

※指定管理負担金は指定管理料 188,769,000 円に補てん金 39,152,394 円を含む。

② 利用実績

単位：件・人

利用区分	件数	人数
貸切利用	10,615	213,263

※江戸川区民センター内各事務所利用人数は含まれていない。(参考：62,185 人)

(4) 新川さくら館（新川さくら館アイム・リンレイ共同事業体）

① 指定管理負担金等の支出状況

単位：円

指定管理負担金	委託料 (維持補修費・備品修繕費)	合計
49,279,620	144,000	49,423,620

② 利用実績

ア 貸室

単位：件・人

貸室名	件数	利用人数
多目的ホール	957	12,501
集会室 1	500	3,401
集会室 2	557	3,487
小計	2,014	19,389
お休み処 (喫茶・物販)	—	31,092
合計	2,014	50,481

イ 自主事業実績

単位：人

事業名	参加者数
玉すだれ講座	58
新川亭寄席	50
脳トレ教室	31
徳川家康と戦国武将たちの武具甲冑展	5,075
合計	5,214

II 監査対象団体

各団体の概要及び収支は次のとおりである。

1 サントリーパブリシティサービスグループ

(1) 団体の概要

総合文化センターの指定管理者であるサントリーパブリシティサービスグループは、サントリーパブリシティサービス株式会社を代表団体として、株式会社共立、イオンディライト株式会社を構成団体としている。

代表団体であるサントリーパブリシティサービス株式会社は、サントリーグループの広報、美術館等文化施設の管理運営を始めとする事業を行っている。

(2) 団体の組織

施設名	総合文化センター（江戸川区中央 4-14-1）
指定管理者	① サントリーパブリシティサービス株式会社 （江東区豊洲 3-2-24） ② イオンディライト株式会社（千代田区神田錦町 1-1-1） ③ 株式会社共立（渋谷区代々木 5-40-13）
事業内容	① サントリーパブリシティサービスグループ代表団体及び 当該施設の運営・企画担当 ② 施設管理担当（電機、機械等関係業務） ③ ホールの舞台・照明・音響・映像担当
職員体制	館長 1 名、副館長 1 名、運営・企画 15 名、施設管理・駐車場・ 清掃 27 名、舞台技術 8 名、レストラン 12 名 計 64 名

(3) 団体の収支状況

令和 3 年度施設の収支

単位：円

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
指定管理負担金	256,106,516	維持管理運営費	368,362,821
利用料金	154,386,747	（うち人件費）	(129,180,000)
自主事業	72,535,457	自主事業経費	107,841,649
		指定管理者経費	6,824,250
合計	483,028,720	合計	483,028,720

2 株式会社アターブル松屋

(1) 団体の概要

「総合区民ホール」・「江戸川区民センター」の指定管理者である株式会社アターブル松屋は、ブライダル事業、バンケット事業等に高い実績を持ち、総合区民ホールについては開所時から船堀マツヤサロンを運営しており、当施設の飲食業務等に精通してきた。

平成18年4月、株式会社アターブル松屋は本社部門を除く各事業部門を、会社分割により持株会社体制に移行し、本社部門については、株式会社アターブル松屋ホールディングスの子会社として設立された「(株)アターブル松屋」が、主力である結婚式場、宴会会場運営事業を承継し、それらを事業とともに指定管理者としての施設管理業務を開始する。

平成28年4月1日、会社分割を行い新設会社「(株)アターブル松屋」が主な事業を承継。令和3年4月1日、株式会社アターブル松屋ホールディングスは子会社3社の吸収合併を行い、事業を継承している。

(2) 団体の組織

施設名	① 総合区民ホール〔タワーホール船堀〕 (江戸川区船堀4-1-1) ② 江戸川区民センター〔グリーンパレス〕 (江戸川区松島1-38-1)
指定管理者	株式会社アターブル松屋(中央区明石町1-1)
事業内容	結婚式場、宴会場、集会場の経営・受託事業等
職員体制	① ・管理事務所部門 職員数17名 館長1名、副館長2名、社員7名、嘱託社員3名、 時間制社員4名 ・自主事業部門(船堀マツヤサロン) 職員数48名 社員28名、嘱託社員4名、時間制社員16名 (シネパル運営業務等は外部委託) ② ・管理事務所部門 職員数25名 館長、副館長、社員・契約社員6名、時間制社員19名 ・自主事業(飲食)部門 職員数32名 社員・契約社員8名、時間制社員24名

(3) 団体の収支状況

① 総合区民ホール

令和3年度施設の収支

単位:円

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
指定管理負担金	571,455,000	維持管理運営費	822,933,716
補てん金	137,987,209	(うち人件費)	(64,484,959)
利用料金	212,914,883	自主事業経費	291,982,341
自主事業	101,443,099	その他経費	23,917,569
その他収入	76,024,262	指定管理者経費	14,944,379
雇用調整助成金等	53,953,552		
合計	1,153,778,005	合計	1,153,778,005

② 江戸川区民センター
令和3年度施設の収支

単位：円

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
指定管理負担金	188,769,000	維持管理運営費	200,229,940
補てん金	39,152,394	(うち人件費)	(49,240,687)
利用料金	31,867,221	自主事業経費	124,156,949
自主事業	40,516,179	その他支出	165,400
その他収入	14,480,158	指定管理者経費	4,343,178
雇用調整助成金	14,110,515		
合計	328,895,467	合計	328,895,467

3 新川さくら館アイム・リンレイ共同事業体

(1) 団体の概要

「新川さくら館」の指定管理者である新川さくら館アイム・リンレイ共同事業体の代表団体である㈱三越伊勢丹アイムファシリティーズは、昭和32年8月㈱三越の全額出資により発足した。一般の商業施設等における警備、設備等のビルメンテナンス業務を業務内容としている。一方の共同事業体である㈱リンレイサービスは、昭和34年3月に㈱リンレイが清掃部門を分離して設立した。民間や商業施設等における清掃業務や公共施設における運営管理業務を業務内容としている。

平成25年7月に開設した「江戸川区新川さくら館」の指定管理者として本施設の管理を行う。

(2) 指定管理団体の組織

組織の構成は下表のとおりである。

施設名	新川さくら館（江戸川区船堀7-15-12）
指定管理者	㈱三越伊勢丹アイムファシリティーズ （中央区日本橋室町1-4-1）
事業内容	施設管理運営業務及び文化の向上、賑わいづくりに関する業務 （自主事業）
職員体制	館長1名、副館長1名、管理運営スタッフ11名、お休み処運営スタッフ6名、計19名

(3) 団体の収支状況

令和3年度施設の収支

単位：円

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
指定管理負担金	49,279,620	維持管理運営費	45,365,648
利用料金収入	1,589,044	(うち人件費)	(23,165,133)
自主事業収入	11,311,626	自主事業経費	15,524,575
小規模修繕委託料	144,000	小規模修繕業務	144,000
		指定管理者経費	1,290,067
合計	62,324,290	合計	62,324,290

<図書館> 「中央図書館外5か所」

I 指定管理等

1 指定管理等の内容

区は、平成20年7月から地方自治法第244条の2第3項の指定管理者として、図書館の管理運営代行に対して、指定管理負担金を支出している。

それぞれの指定管理負担金は、年度協定書に基づく各年度の予算額の収入（利用料金、自主事業）と支出（管理運営費、自主事業経費、指定管理者経費）の差額として当初算定され、協議を経て精算、確定する。

また、指定管理負担金会計の他に資料購入等、備品購入・修繕・工事のための委託料を支出している。

管理を指定する根拠条例及び指定の期間は下表のとおりである。

施設名	指定管理者名	根拠条例 指定期間
中央図書館	(株)図書館流通センター	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで
鹿骨コミュニティ図書館		
小岩図書館	(株)ヴィアックス	
松江図書館		
小松川図書館		
東部図書館		

2 令和3年度指定管理負担金等の支出状況及び実績

ア 指定管理負担金等の支出状況

((株)図書館流通センター)

単位：円

指定管理負担金	委託料 (資料購入費等・備品購入・修繕・工事)	合計
416,058,661	90,748,001	506,806,662

((株)ヴィアックス)

単位：円

指定管理負担金	委託料 (資料購入費等・備品購入・修繕・工事)	合計
512,721,055	62,313,653	575,034,708

イ 利用実績

		中央	鹿骨コミ	小岩	松江	小松川	東部
窓口 サービス	新規登録	3,072人	420人	1,920人	989人	958人	1,283人
	貸出数	676,949点	101,791点	604,621点	308,747点	305,707点	441,741点
	個人利用者数	267,902人	33,797人	208,176人	100,983人	98,373人	138,710人
	予約件数	120,321件	23,113件	119,446件	59,420件	69,389件	80,197件
行事	おはなし会	15回	2回	19回	7回	16回	22回
	同参加者数	97人	10人	242人	60人	205人	198人
	一般・児童行事	5回	0回	8回	22回	34回	35回
	同参加者数	127人	0人	166人	431人	174人	225人
特集 展示	回数	52回	20回	5回	16回	34回	31回
資料 購入	図書資料	19,525冊	2,941冊	5,853冊	4,836冊	5,144冊	5,090冊
	視聴覚資料	546点	0点	258点	190点	187点	316点

- ウ 図書館報発行実績
 中 央：「パタパタペーパー」（休刊）
 小 岩：「こいわ日和」季刊発行（4回）「くれよんつうしん」毎月発行（12回）
 松 江：「松の木」（2回）「まつぼっくり」毎月発行（12回）
 「ピーノ」年3回発行
 東 部：「とーぶ通信」（1回）「とぶとぶとーぶ」毎月発行（12回）
 「Yours Always」年3回発行「プレとぶ」（乳幼児保護者むけ）
 ヴィアックス4館共通：「こまこと」（2回）

II 監査対象団体

団体の概要及び収支は次のとおりである。

1 株図書館流通センター

(1) 団体の概要

各図書館の指定管理者である株図書館流通センターは、昭和54年12月20日設立、東京に本社を置き、大阪ほか6か所の支所と2か所の図書在庫・装備センターを持つ。

指定管理者制度による図書館運営及び図書館運営業務受託、図書館用書籍の販売、加工、オンライン書店の運営等を行っており、図書館部門受託館は指定管理者業務・業務委託あわせて560館となっている。

(2) 団体の組織

施設の職員及び組織構成は下表のとおりである。

運 営 体 制	中 央 図 書 館	館長1名、責任者他スタッフ71名 計72名
	鹿骨コミュニティ図書館	館長1名、責任者他スタッフ4名 計5名 (館長は中央図書館長と兼任)
指 定 管 理 者	株図書館流通センター（文京区大塚3-1-1）	
事 業 内 容	図書館管理業務、窓口サービス業務、企画事業実施業務、蔵書構築業務、施設の維持管理等	

(3) 団体の収支状況

令和3年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金	416,058,661	維持管理運営費	358,319,585
利用料金	532,100	(うち人件費)	(217,299,591)
自主事業	0	事業費	33,020,518
その他収入	547,810	指定管理者経費	25,798,468
合 計	417,138,571	合 計	417,138,571

2 (株)ヴィアックス

(1) 団体の概要

各図書館の指定管理者である(株)ヴィアックスは、昭和48年8月17日「日本メール株式会社」として創業し、東京に本社を置き、主な事業はダイレクトマーケティング事業、アウトソーシング事業、ITコミュニケーション事業を行っている。

平成15年4月より公立図書館の業務受託を開始し、図書館部門受託館は指定管理者業務、業務委託94館となっている。

(2) 団体の組織

施設の職員及び組織構成は下表のとおりである。

運 営 体 制	小 岩 図 書 館	館長1名、責任者他スタッフ38名 計39名
	松 江 図 書 館	館長1名、責任者他スタッフ22名 計23名
	小 松 川 図 書 館	館長1名、責任者他スタッフ22名 計23名
	東 部 図 書 館	館長1名、責任者他スタッフ29名 計30名
指 定 管 理 者	(株)ヴィアックス (中野区弥生2-8-15)	
事 業 内 容	図書館管理業務、窓口サービス業務、企画事業実施業務、蔵書構築業務、施設の維持管理等	

(3) 団体の収支状況

令和3年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金	512,721,055	維持管理運営費	451,023,673
利用料金	1,279,514	(うち人件費)	(367,246,000)
自主事業	0	自主事業経費	1,334,546
その他収入	633,968	指定管理者経費	62,276,318
合 計	514,634,537	合 計	514,634,537

＜スポーツ施設＞「スポーツランド」・「陸上競技場」

I 指定管理等

1 指定管理等の内容

区は、平成 18 年 4 月から地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者として、スポーツ施設の管理運営代行に対して、指定管理負担金を支出している。

それぞれの指定管理負担金は、年度協定書に基づく各年度の予算額の収入（利用料金、自主事業）と支出（管理運営費、自主事業経費、指定管理者経費）の差額として当初算定され、協議を経て精算、確定する。

また、指定管理負担金会計の他に備品購入・修繕、維持補修工事のための委託料を支出している。

管理を指定する根拠条例及び指定の期間は下表のとおりである。

施設名	根拠条例	指定期間
スポーツランド	江戸川区スポーツランド条例	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
陸上競技場	江戸川区陸上競技場条例	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

2 令和 3 年度指定管理負担金等の支出状況及び実績

(1) スポーツランド（株式会社加藤商会）

ア 指定管理負担金等の支出状況

単位：円

指定管理負担金	委託料 (工事・修繕・備品購入)	合計
87,120,090	50,984,608	138,104,698

イ 利用実績

単位：人

施設名	個人	貸切	施設計	施設名	個人	貸切	施設計
スケートリンク	63,562	28,896	92,458	フットサルコート	-	28,979	28,979
プール	35,576	2,162	37,738	会議室	-	5,614	5,614
健康ルーム	17,219	-	17,219	その他	-	3	3
テニスコート	-	32,278	32,278				
合計					116,357	97,932	214,289

(2) 陸上競技場（株式会社オーエンス）

ア 指定管理負担金等の支出状況

単位：円

指定管理負担金	委託料 (工事・修繕・備品購入)	合計
48,674,483	28,363,333	77,037,816

イ 利用実績

単位：人

区 分	個人利用	貸切利用			合 計	
		一 般	小中学生	小 計		
利 用 者 数	33,270	107,011	33,347	140,358	173,628	
種 目 別 利 用 状 況	陸上競技	33,270	47,655	25,247	72,902	106,172
	サッカー		6,015	2,700	8,715	8,715
	運 運 会		0	0	0	0
	ラグビー		50,169	4,000	54,169	54,169
	ラクロス		2,160	1,400	3,560	3,560
	アメフト		450	0	450	450
	そ の 他		562	0	562	562

II 監査対象団体

各団体の概要及び収支は次のとおりである。

1 株式会社加藤商会

(1) 団体の概要

「スポーツランド」の指定管理者である株式会社加藤商会は、昭和 40 年に設立され、昭和 46 年アイススケートリンクの企画・設計・施工・運営管理及び貸アイススケート靴製造販売・レンタル業務を主として株式会社を設立した。

昭和 57 年に江戸川区スポーツランドアイススケートリンク・プールの管理を請け負って以降、平成 18 年には江戸川区スポーツランドの指定管理者となるなど長くスポーツランドの管理業務委託を請け負ってきた。

(2) 団体の組織

施設の職員及び組織構成は下表のとおりである。

施 設 名	スポーツランド（江戸川区東篠崎 1-8-1）
指 定 管 理 者	株式会社加藤商会（豊島区巢鴨 3-22-9）
事 業 内 容	アイススケートリンクの企画・設計・施工・保守管理 プール施設の管理・運営
職 員 体 制	正規従業員：館長 1 名、副館長 2 名、受付事務、施設管理責任者、 副責任者 計 6 名、非正規従業員 4 名 合計 10 名 その他：施設管理要員 19 名、公認指導員 9 名

(3) 団体の収支状況
令和3年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金	87,120,090	維持管理運営費	203,882,676
利 用 料 金	71,672,575	(うち人件費)	(39,344,047)
自 主 事 業	34,198,459	自 主 事 業 経 費	27,625,095
東京都大型施設協力金	44,532,800	指定管理者経費	6,016,153
合 計	237,523,924	合 計	237,523,924

2 株式会社オーエンス

(1) 団体の概要

「陸上競技場」の指定管理者である(株)オーエンスは、昭和34年に大木産業(株)として設立され、平成2年に現在の社名に変更した。

施設運営管理や人材派遣等の事業を行ってきた中で、近年では数多くの指定管理者の実績を重ねてきている。本区でも、水辺のスポーツガーデン、球場及び臨海球技場と合わせて4施設の指定管理者となっている。

(2) 団体の組織

施設の職員及び組織構成は下表のとおりである。

施 設 名	江戸川区陸上競技場 (江戸川区清新町2-1-1)
指 定 管 理 者	株式会社オーエンス (中央区銀座4-12-15)
会 社 概 要	事 業 内 容：施設等管理、人材派遣等 払込資本金：1億円 授権資本金：2億円、 従 業 員 数：約3,300人 設 立：昭和34年6月
職 員 体 制	総括責任者1名、副総括責任者1名、事務長1名、施設責任者1名、職員9名 計13名

(3) 団体の収支状況

令和3年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金	48,674,483	維持管理運営費	69,344,314
利 用 料 金	23,764,700	(うち人件費)	(24,638,402)
自 主 事 業	7,795,681	自 主 事 業 経 費	7,852,628
そ の 他 収 入	131,240	指定管理者経費	3,169,162
合 計	80,366,104	合 計	80,366,104

指定管理者に係る指定管理負担金等

＜障害者福祉施設＞「江戸川区立えがおの家」 ・「江戸川区立さくらの家」

I 指定管理

1 指定管理の内容

区は、地方自治法第244条の2第3項の指定管理者として、えがおの家は平成19年4月から、さくらの家は平成21年4月から障害者福祉施設の管理運営代行に対して、指定管理負担金を支出している。

それぞれの指定管理負担金は、年度協定書に基づき、運営費、維持補修費の合計額として算出され、支出されている。

管理を指定する根拠条例及び指定の期間は下表のとおりである。

施設名	根拠条例	指定期間
えがおの家	江戸川区立障害者施設条例	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで
さくらの家	江戸川区立障害者施設条例	平成31年4月1日から 令和5年3月31日まで

2 指定管理負担金の支出状況

単位：円

施設名	運営費	維持補修費	合計
えがおの家	353,192,207	3,835,882	357,028,089
さくらの家	229,967,114	3,049,300	233,016,414

3 令和3年度事業の実績

(1) えがおの家

区分	内容
定員	90人（現員89人 令和4年3月31日現在）
活動内容	(1)日中活動 ① 創作活動（陶芸、紙工、ビーズ、機織り等） ② 受注作業（CD分別、アルミ缶洗浄・潰し）③ 園芸活動（植栽） ④ 運動（ウォーキング、スポーツ、エアロビ） ⑤ 作業・理学療法（機能訓練・日常生活動作支援） ⑥ クラブ活動（音楽、ダンス、パソコン、リラクゼーション等） ⑦ 音楽療法 ⑧ 地域活動 (2)生活支援 基本的な生活習慣、社会的な生活活動、趣味余暇活動、 (3)行事活動 夏まつり、ハロウィン、望年会、懇親会等 (4)創作・芸術活動推進 東京都障害者総合美術展、2021パラアート東京に作品出品

(2) さくらの家

区 分	内 容
定 員	55人（現員 49人 令和4年3月31日現在）
活 動 内 容	<p>(1) 日中活動</p> <p>①ニーズ別活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ毎の作業活動（受注作業、陶芸、オーブクレイ、羊毛フェルト）と軽作業（CD分別、ネジ分解作業等） ・個々のニーズに合わせた機能訓練、言語聴覚療法、音楽療法等 ・健康維持やリフレッシュなどを目的としたウォーキング、エアロビクス、室内運動 ・所外活動・・・毎週火曜日に公園清掃 ・スノーズレン(感覚刺激)、温浴（赤外線による足浴） <p>②日中生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活的活動、社会的活動、余暇的活動 <p>(2) 年間行事（個別外出、縁日、ボッチャ大会、クリスマス会、成人を祝う会）</p> <p>※宿泊訓練、さくらの家まつり、合同食事はコロナ禍のため中止</p>

II 監査対象団体

団体の概要及び各施設の収支は次のとおりである。

1 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

(1) 団体の概要

えがおの家、さくらの家の指定管理者である社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会は、昭和36年10月創立、昭和47年3月に社会福祉法人となった障害者の支援団体である。

各特別区の受託経営施設を始め、多くの施設の管理運営を行っている。障害者が主体的に地域生活を送ることができるよう福祉事業、相談事業、啓発事業等を通じて支援を行っている。

(2) 団体の組織

組織構成及び各施設の職員は下表のとおりである。

指 定 管 理 者	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 (新宿区西新宿7-8-10 オークラヤビル2階)
組 織 構 成	理事長1名、副理事長2名、常務理事(事務局長)1名、理事6名、監事2名、
施 設 名①	えがおの家（江戸川区東葛西5-10-5）
施設職員体制	所長1名、支援係長1名、主任支援員2名、支援員27名、事務員2名、看護師2名、理学療法士1名、非常勤支援員7名、非常勤看護師1名、非常勤栄養士1名、非常勤用務員2名、嘱託医(内科)1名、嘱託医(精神科)1名、陶芸講師1名、音楽療法講師1名、エアロビクス講師1名
施 設 名②	さくらの家（江戸川区小松川3-13-4）
施設職員体制	所長1名、事務主任1名、主任支援員2名、支援員16名、看護師1名、非常勤支援員6名、非常勤看護師1名、非常勤栄養士1名、非常勤用務員1名、非常勤事務員2名、嘱託医2名、非常勤理学療法士1名

(3) 施設の収支状況

①えがおの家

令和3年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金 (運 営 費)	353,192,207	人 件 費	232,059,330
		事 業 費	18,296,811
		事 務 費	102,836,066
指定管理負担金 (維 持 補 修 費)	3,835,882	維 持 補 修 費	3,835,882
合 計	357,028,089	合 計	357,028,089

②さくらの家

令和3年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金 (運 営 費)	229,967,114	人件費	148,130,556
		事 業 費	15,602,200
		事 務 費	66,234,358
指定管理負担金 (維 持 補 修 費)	3,049,300	維 持 補 修 費	3,049,300
合 計	233,016,414	合 計	233,016,414